3483号　2020年11月23日

解説

PwCあらた有限責任監査法人　米国公認会計士　村山　華

ＩＦＲＳをめぐる動向　第128回　ＩＦＲＳ実務記述書第１号「経営者による説明（Management Commentary）」の改訂プロジェクト

（32頁）

１．はじめに

本連載は，主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等における討議内容に基づき，IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は，2021年４月に公開草案の公表を予定しているIFRS実務記述書（Practice Statement）第１号「経営者による説明（Management Commentary）」（以下「PS第１号」という。）の改訂プロジェクトについて，国内外のその他の動向を交えて紹介します。本改訂プロジェクトでは，現在，公開草案の公表に向けた議論が終盤を迎えており，ドラフト作成が進められています。本稿では，IASB会議における暫定決定事項等に基づきPS第１号の改訂の概要について説明していきます。なお，文中の意見にわたる部分は，筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

２．IFRS実務記述書第１号「経営者による説明」とは

世界の多くの国では，法定の「財務報告（Financial Reporting）」（日本では有価証券報告書など）において，「財務諸表（Financial Statements）」の他に，財務諸表の内容を補完する財務情報および非財務情報，または企業の将来の見通しや計画などに対する経営者の視点を示す記述的情報などを提供する「記述的な報告（Narrative Reporting）」が重要であるとの認識が高まっています。

例えば，日本では有価証券報告書における「経営方針，経営環境及び対処すべき課題等」「事業等のリスク」「経営者による財政状態，経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」等，英国では戦略報告書（Strategic Report）等，米国では年次報告書（20-F）における「経営者による財務・経営成績の分析（Management’s Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations；MD&A）等で「記述的な報告」の開示が制度化されています。

「記述的な報告」の内容は，その多くが企業の所在する国の定めに準拠したもので，財務報告の種類や各国の法的および経済的状況，あるいは企業の業種によって異なります。また「記述的な報告」の情報自体を指す名称もさまざまで，日本では主に「記述情報」や「非財務情報」などといわれていますが，IASB では「経営者による説明（Management Commentary，以下「MC」という。）」と称されています。

【経営者による説明（MC）とは】
・MC は，財務諸表を補完する記述的な報告（narrative report）
・MC を表す用語として世界では「マネージメント・レポート」，「ストラテジック・レポート」，「アニュアル・レポート」，「経営者による財務・経営成績の分析（MD&A）」などが使用されている
・MC には，以下の提供に必要な定量的および定性的な情報が含まれている
－企業の財政状態，財務業績およびキャッシュ・フローを解釈するための背景（context）
－企業の長期的な見通しに関する追加的な洞察
（参考：Management Commentary に関する IASB Project page）

IASB の基準開発の対象である「財務報告」に MC が含まれることから（図表１参照），IASB は，MC の良質な実務の促進を通じた財務報告の改善を目的に，企業が MC を作成し表示する際に役立つガイダンスとして 2010 年 12 月に PS 第１号を公表しました。現行の PS 第１号では，財務報告の利用者に有用な情報を提供する上で必要な MC の表示に関するフレームワークや要素などが示されています。

図表１：IASB の基準開発の対象

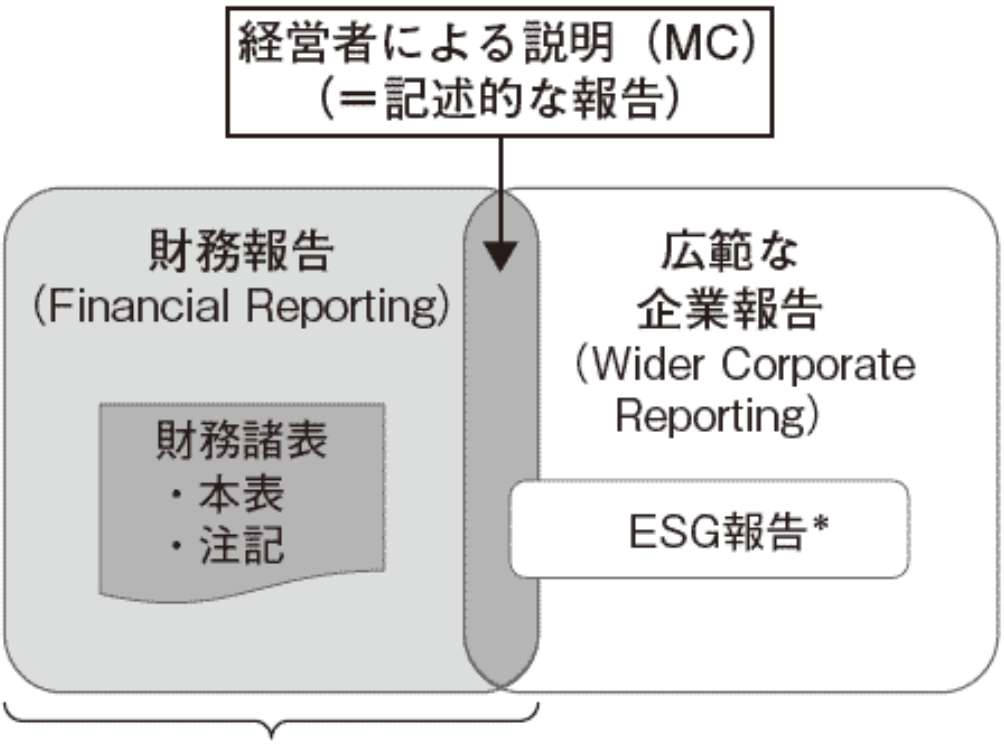

＊環境・社会・ガバナンス(ESG)に関する情報は，通常は広範な企業報告に含まれますが，当該事項が長期を含む企業の価値創出能力とキャッシュ・フロー生成能力に影響を与える可能性がある場合はMCにおいて提供されます。
(参考：2020年５月Emerging Economies Group会議アジェンダ・ペーパー)

PS 第１号は，財務報告の改善を目的に開発されたものの，IFRS ではなく，拘束力のないフレームワークとして位置づけられています。そのため，IFRS に基づき財務諸表を作成していたとしても，MC の作成にあたり PS 第１号を適用するかどうかは任意となります。これに対して，拘束力をもたせなければ財務報告が改善されないのではないかとの意見もありましたが，IASB は，拘束力のないフレームワークとすることで，企業が所在する国に MC に関する要求や規制が既にある場合であっても柔軟な対応を行うことが可能となり，また当該分野が未整備な国を含めて実務における良質な情報提供の促進につなげることができるとしています。なお，PS 第１号の改訂プロジェクト（後述）においても，この拘束力のないフレームワークとしての取扱いを維持することが暫定決定されています。

わが国において有価証券報告書を提出する企業は，一義的には記述情報に関する取扱いを定めた「企業内容等の開示に関する内閣府令」に従った開示を行う必要がありますが，その際にPS第１号を参考に作成することも考えられます。

３．PS第１号の改訂プロジェクトの目的

IASBは，昨今の「記述的な報告」に関する分野の進展，また「記述的な報告」に対する関係者の関心の高まりを受けて，IASB の最近数年間の中心的テーマである「財務報告におけるコミュニケーションの改善（Better Communication in Financial Reporting)」の一環として，2017年１月にPS第１号の改訂プロジェクトをIASB会議のアジェンダに加えて検討を開始しました。本改訂プロジェクトの目的は以下のとおりです。

【PS第１号の改訂プロジェクトの目的】
(1) 以下に関するガイダンスを提供し，財務報告の主要な利用者の情報ニーズをより適切に満たすMCの作成を促進する
ａ．現行PS第１号の公表後の，「記述的な報告」に関するイノベーション（広範な企業報告の分野の発展および各国における取組み）の統合
ｂ．報告実務における欠陥（報告が短期的な視点となっていることや企業にとって固有で重要な事項の識別や記載が不足していることなど）への対応
ｃ．原則ベースを維持しつつ，作成者によるPS第１号の厳格な適用や監査人その他の保証業務実施者によるMCの効果的なレビューを支援するための十分な詳細を含める
(2) 上記ｂ．報告実務における欠陥を補うために以下に関するガイダンスの開発に焦点を当てる
・企業の状況に固有の事項や企業の長期的成功の基礎となる事項の識別および報告（無形の資源および関係に関する事項，または環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する事項が含まれる場合がある）
・報告事項に関する一貫した記載の提供
（参考：Management Commentaryに関するIASB Project page）

IASBは，PS第１号の改訂の検討にあたって，各国における要求や他の機関によるフレームワークなどとの比較可能性を考慮し，実務面および知識面でのインプットを提供する諮問グループとして，2018年にManagement Commentary Consultative Group（以下，「MCCG」という。）を設置しました。MCCGは，規制当局，作成者，利用者および監査人のバックグラウンドを有する個人および団体により構成されており，日本からは規制当局および金融機関が参加しています。

４．IASB会議における議論

IASB 会議では，主に MC の作成の基礎，目的，および内容の主な領域について議論が行われており，PS 第１号の改訂についての暫定決定事項等の概要は図表２のとおりです。詳しい内容を以下で説明します。

図表２：IASB 会議における PS 第１号の改訂についての暫定決定事項等の概要

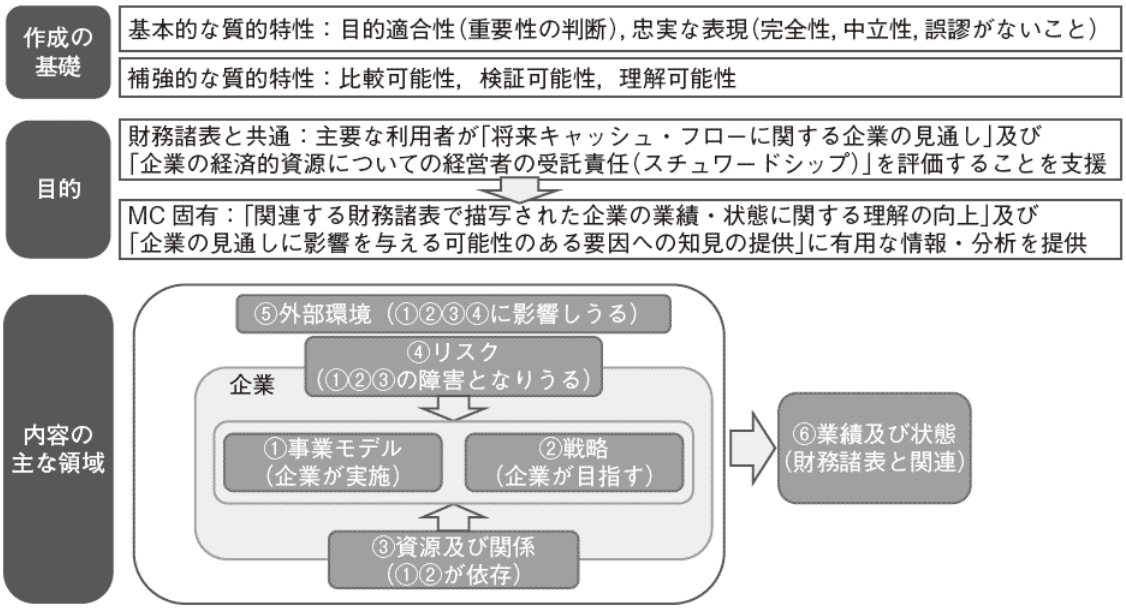

（参考：2020年7月IASB会議アジェンダ・ペーパー）

（1）MC の作成の基礎および目的

IASB は，MC の作成の基礎について，独自のフレームワークを開発するのではなく，財務諸表と同一の概念フレームワークを採用しています。そのため，PS 第１号の改訂における MC の作成の基礎には，改訂された概念フレームワーク（2018 年３月公表）と同様の質的特性が取り込まれることが暫定決定されています。また，MC を作成する際の重要性の判断については，IFRS 実務記述書第２号「重要性の判断の行使」(2017 年９月公表）の主要な要素を取り込むだけでなく，財務諸表とは異なる MC の性質に対応するために，追加的なガイダンスを提供することなどが暫定決定されています。

MC の目的は，財務諸表と同様に，主要な利用者が将来キャッシュ・フローに関する企業の見通し，および企業の経済的資源についての経営者の受託責任（スチュワードシップ）を評価することを支援することとされています。さらに MC では，関連する財務諸表で描写された企業の業績および状態に関する理解を高め，企業の見通しに影響を与える可能性のある要因についての知見を与えるような有用な情報および分析の提供によって，この支援を行うものとすることが暫定決定されています。

（2）MC の内容の主な領域

現行の PS 第１号では，MC の内容の主な領域は，①事業の内容，②目的および戦略，③資源，リスクおよび関係，④業績および見通し，⑤業績測定値および指標と定められていますが，これらに関する開示目的は明示されていません。

PS 第１号の改訂では，図表３のとおり，主な領域を改めて識別・区分し，各領域における開示目的および補強的ガイダンスを以下の４つの観点から定めることが暫定決定されています。

【開示目的および補強的ガイダンスの４つの観点】
Ⅰ．MC における焦点
（どのような点に焦点が当てられているのか）
Ⅱ．開示目的
（開示の原則を示す開示目的は何か）
Ⅲ．主要な利用者が行う評価
（主要な利用者は MC の情報をどのような評価に使用しているのか）
Ⅳ．必要な情報
（具体的に必要な情報は何か）

これらの観点を示すことにより，作成者が利用者のニーズに焦点を当てた十分な情報を提供することを促し,利用者が MC でどのような情報が提供されているのかを識別することや,規制当局および保証業務実施者が MC について全体の目的を満たしているかどうかを評価することに役立つと考えられています。

（3）その他の事項

PS 第１号は，適用が強制されるものではありませんが，すべての要求事項に準拠している場合は PS 第１号に準拠している旨の無限定の記述を行い，一方，部分的にのみ準拠している場合は部分的に PS 第１号に準拠している旨の記述を認めることが暫定決定されています。また，PS 第１号の改訂では財務諸表における後発事象の考え方が取り入れられ，報告期間の末日後および MC の公表承認日前に発生した事象に関する重要性のある情報を，当期の MC に反映することが暫定決定されています。さらに，財務諸表と MC の承認日と承認者が異なる場合があることから，MC においてこれらの事項を明示することが暫定決定されています。なお，PS 第１号の改訂の適用は公表日以後に開始する事業年度となり，早期適用が認められることが暫定決定されています。

図表３：主な領域に関する開示目的および補強的ガイダンス

主な領域	①事業モデル	②戦略	③資源および関係	④リスク	⑤外部環境	⑥業績および状態
Ⅰ MC における焦点	価値創出能力とキャッシュ・フロー生	将来の価値創出能力とキャッシュ・	価値創出能力とキャッシュ・フロ	価値創出能力とキャッシュ・フロ	価値創出能力とキャッシュ・フロー生成能力	価値創造能力とキャッシュ・フロー生成能力

	成能力の基礎となる事業モデル	フロー生成能力を持続・開発するための経営者の戦略	一生成能力が依存している資源および関係	一生成能力の障害となる可能性のあるリスク	に影響を与える外部環境	を反映した業績および状態
Ⅱ開示目的（右記を主要な利用者が理解するのに役立つ情報を提供）	企業の事業モデルはどのように価値を創出し，キャッシュ･フロー生み出すのか	①企業の将来の事業モデルを持続・発展させるための経営者の戦略	①企業の事業モデル，②経営者の戦略が持続・発展するために依存する資源および関係	①企業の事業モデル，②経営者の戦略，③資源および関係の障害となる可能性のあるリスク	企業が営業している環境が①企業の事業モデル，②経営者の戦略，③資源および関係，④リスクにどのように影響を与えるか	①企業の事業モデル，②経営者の戦略，③資源および関係，④リスク，および⑤外部環境の結果により生じた企業の業績および状態
Ⅲ主要な利用者が行う評価	‐価値創出とキャッシュ･フロー生成への効果の程度 ‐スケーラビリティ(規模の変更可能性)の程度 ‐柔軟性，順応性および永続性の程度	‐価値創出能力とキャッシュ・フロー生成能力に対する戦略の潜在的影響 ‐戦略に関する実行能力	‐資源および関係への依存度 ‐資源の継続的な利用可能性，および関係の継続的な強化の可能性	‐価値創出能力とキャッシュ・フロー生成能力に対する将来の障害の大きさと発生可能性 ‐経営者によるリスクの識別・管理の有効性	‐外部環境の要因および趨勢が企業に与える影響 ‐経営者による外部環境の要因および趨勢の監視・対応の有効性	‐業績および状態の主要なドライバー ‐財務諸表で報告される業績および状態が価値創出能力とキャッシュ・フロー生成能力を示している程度 ‐財務諸表

						で報告される業績および状態と従前予想との比較
Ⅳ必要な情報	‐企業の営業の範囲,性質および規模 ‐価値創出およびキャッシュ･フロー生成のサイクル ‐企業の営業が価値創出能力とキャッシュ･フロー生成能力に影響を与えうる場合は間接的な幅広い影響 ‐経営者が事業モデルの運営とその管理における進展を監視･管	‐戦略を推進するドライバー ‐経営者が長期的な達成を目指すもの ‐目標を達成するための経営者の計画 ‐経営者が戦略の実行とその実行における進展を監視・管理している方法	‐資源および関係の性質 ‐資源および関係の利用方法‐資源および関係へのアクセス方法 ‐資源の利用可能性および関係の強さに影響を与えうるもの ‐経営者が資源および関係とその管理における進展を監視・管理する方法	‐リスクおよび当該リスクに対する企業のエクスポージャーの記述 ‐経営者がリスクとその管理における進展を監視・管理している方法 ‐障害が生じた際に，経営者が障害を軽減する方法	‐要因および趨勢の記述 ‐要因および趨勢が企業に与える影響 ‐経営者が要因および趨勢とその対応における進展を監視・管理している方法	‐業績および状態の主要な側面，および経営者のそれらの監視方法 ‐報告期間に業績に影響を与えたもの，または将来（長期含む）に業績に影響を与えうるもの ‐報告期間末の状態に影響を与えたもの，または将来（長期含む）に状態に影響を与えうるもの ‐財務諸表で報告される業績および状態と従前の予想と

	理している方法					の比較
経営者の測定値・指標	MC の全ての内容に適用される経営者の測定値・指標に関する補強的ガイダンス					

（参考：2020 年７月 IASB 会議アジェンダ・ペーパー）

５．PS 第１号の改訂による影響

PS 第１号の改訂は，規制当局により適用が義務付けられていたり，任意で適用される場合を除き，企業に直接的な影響を及ぼすものではないと考えられます。IASB スタッフの調査において，現行の PS 第１号を適用している企業は限定的であることが明らかになっているため，実際に PS 第１号の改訂により直接的な影響を受ける企業は限定されると考えられます。
ただし，IASB スタッフの説明によれば，現行の PS 第１号が公表後の「記述的な報告」の発展に何らかの影響を与えてきたとされており，PS 第１号の改訂の内容が今後の各国における「記述的な報告」に関する取組みに反映される可能性があります。日本においても，各国の取組みを参考に企業情報の開示の包括的な検討が行われており[①]，間接的な影響を受ける可能性があります。

６．おわりに

IASB では，財務報告の改善に向けた取組みとして，今回説明した「経営者による説明」の改訂プロジェクトの他に，財務諸表の改善に関する「基本財務諸表」プロジェクトおよび「開示に関する取組み」プロジェクトが進められています。前者では損益計算書に焦点を当てた基本財務諸表の改善について，後者では特定の基準に的を絞った開示要求事項のレビューや会計方針の開示などが検討されています。
このように財務報告の改善に関する議論が深まるなかで，議論の方向性は広範な企業報告の分野へと広がりを見せようとしています。昨今の ESG に関する事項への関心の高まり，サステナビリティ報告の進展や当該報告の標準化を求めるニーズの増加を受け，IFRS 財団評議員会は，2020 年９月に「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」を公表し，IFRS 財団が国際的なサステナビリティ基準の開発に貢献できるかどうかについての意見を求めています（コメント期限は 2020 年 12 月 31 日）。この協議ペーパーでは，IFRS 財団がサステナビリティ基準審議会を設置し，既存の取組みとの協力のもと，基準設定主体としてサス

テナビリティ報告の調和化や合理化に取り組むことも想定されており，協議ペーパーに対して寄せられたコメントを踏まえた検討の結果によっては，財務報告とサステナビリティ報告との間の相互関連が進む可能性があります。

---

① 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2018 年 6 月公表）の提言を受けて，「企業内容等の開示に関する内閣府令（以下，開示府令）」（2019 年 1 月改正），「記述情報の開示に関する原則」および「記述情報の開示の好事例集」（2019 年 3 月公表），さらに「記述情報の開示の好事例集 2020」（2020 年 11 月公表）が公表されている。